

色葉字類抄に見える漢字の字体・用法

の注記についての研究 (二)

山 田 俊 雄

前稿(本誌第二十一号)をうけて、「俗用之」の注のあるものについて述べる。

色葉字類抄(三卷本)には、「俗用之」の注をもつ語が少からず存する。その総数は、後に列挙する一一八項である。元來、字書・辞典の注の中には、先行の字書からの伝承がしばしば、抄出といふ形式のために、その字書・辞典における、オリヂナルと見られることがしばしばある。現代刊行の辞書を見ても、俗に言ふ、糊と鋏とで作り上げられたものが横行してゐるけれども、一面において、旧來の慣例に随つたにすぎないといふ弁明もなされと思はれる。そこで、一つの特定制書のみを頼つてことばを調べるといふ立場に立つとその字書・辞典が、如何なる経緯で作成されたにしても、一つの体系ある、独立した成書としての組織を成す以上、各項目は先行辞書において有してゐた意義と、別個の意義を獲得

してしまふものである。三卷本色葉字類抄の場合にも、各項目について、それぞれの出自を明確に示すことができたとは定した時に、字類抄自体が、全く解体して意味を失ふといふものではない。いな、むしろ、先行の字書・辞典における各項目が、一成書「字類抄」を形成して、新しい意義を以て地歩を築くものである。字類抄が、辞書史上に一期を画する意義を有するものと云はれるが、その評価は、たとへその各項目の出自が判明しても、聊かも減耗するものではない。今、「俗用之」の注を有する項目の粗略な調査を終つて判然とした事は、予想されたごとく、殆ど、近いところにその源流があつたらしいといふ事であるが、それらは、字類抄の独自の体例の中に、十分有機的に、新しい意味を獲得してゐるといふことも同時に立言できるのである。

以下、調査の結果を、もつとも簡明に示す形式で、「俗用

之」注の語を列挙しよう。

字類抄の「俗用之」注のある語は、その殆どが、先づ、その本来的用字を提示した後に掲出してあるといふ点で、十分意図的であり又組織的であるといひうる。この点は、たしかに字類抄編者における合目的作業であつたと解釈することが出来る。従つて、その「俗用之」の注が、先行の書からの孫引きといふ程度をそれほど多く出ないと見えても、孫引き以上の意味を掬み取らなければならぬ。なほ、この調査の結果では、孫引きとか、敷き写しとは見ることが、出来なかつた項目も、二、三ではない。これらを含めて、一つの配置の原理が見出される以上、字類抄にはその注を有する各項目全体について、一貫した規範意識が存したものと見ふことができる。それは、この「俗用之」の注についてのみならず、他にも指摘することができるのであつて、(この点については、前稿及び拙稿「色葉字類抄疊字門の注『一詞』の意義」——「山田孝雄追憶史学語学論集(仮題)」(刊行予定) 所掲——を参照せられることを希望する)、字類抄が、十分な整頓を与へられた辞書であることを、殆ど断言してもよいと考へるのである。二巻本体裁の面影を残す部分もある(前引の拙稿の結論の一つ、——三巻本字類抄は、もと二巻に分かれてゐた時の名残を包含してゐること明らかなである——)けれども、概していへば、いろは引き分類体の実用国語辞書といふ体例においてのみならず、注においても、かなり進んだ要素があるといふべきであらう。

「俗用之」の注を有する語を列挙するについて、次のやうな約束をする。

上段には、その注のある語に対して基準になつたとみられる、本来的用字を示す項をかかげる。周知のやうに、字類抄では、「節用文字」などとは異なつて、語形を同じくし、語義を同じくするものは、用字がことなつても一つの所に集合せしめられてゐる。そして、同義同形の語は、基本になると思はれる用字(これは今日の眼からみての推定にすぎないが)を先に出してゐるものと考へて大過はない。そして、第一に出したもの、次に出したもの、第三、第四に出したものの、若干数に上るもの同志の間では、用法上の差があつたと推定される。今、「俗用之」の注をもつ用字を本書について一覧すると、多くは、同訓同義の用字同志では、もつとも後に掲げられるといふ傾向を指摘することができる。

しかし、中には、「俗用之」の注をもつ用字の項の次に、なほ別のものが位置してゐる例がある。8「櫛」の次の「鉸」はその一例。それらについては、後に述べるが、列挙した各項目の頭に×印をしたものは、そのやうな事態に関係あるものである。今、印刷の都合上、その事情を一々詳しく示すことができないから、本書について見られたい。

また、「俗用之」の注のある項は、多く、「和名抄」に原型を求めることができるのであつて、それらは、数が多いから、一々示さない。逆に△印をして、「和名抄」の記事となり離れるか、間接的に参照されるもの、もしくは照合のな

- 69 × 潭 フチ
- 70 海蘿 フノリ
- 71 鮎 鮎 フト／部斗言
- 72 × 大凝菜 コ、ロフト／コルモハ
- 73 × 蝦 エビ
- 74 △ 白絲布 同(テツクリ)
- 75 滑海澡(マ)
- 76 × 神仙菜 アマノリ
- 77 陟釐 アヲノリ
- 78 △ 通草 アケウソ／アケヒカツラ
- 79 × 千歲藥 アマツラ
- 80 邊鄙 アツマウト／アツマツ
- 81 飴 アメ／又乍粉／與之友
- 82 千歲藥汁 アマツラ
- 83 × 鎗 アシナヘ
- 84 紵布 アサヌノ
- 85 蓬餘 アムシロ
- 86 澤 アフラワタ
- 87 △ 苞苴 アラマキ
- 88 篠 サ、
- 89 × 龍眼木 サカキ
- 90 鮭 サケ
- 91 浅甕 サラケ
- 92 鏡 サカリ

- 測 烏玄反又乍刺／俗用之
- 布苔 同／俗用之
- 伏兔 同／俗用之
- 心太 同／俗用之
- 海老 同／俗用之
- 手作布 同／俗用之
- 芭布マ 同／俗用之
- 甘苔 同／俗用之
- 青苔 同／俗用之
- 山女 同／俗用之
- 甘葛 同／俗用之
- 東人
- 糖 同／糖与／同／俗用之
- 甘葛煎 同／俗用之
- 鎗 同／俗用之
- 麻布 同／以麻織也／俗用之
- 細代 同／俗用之
- 脂綿 同／俗用之
- 荒卷 同／俗用之
- 小竹 同／俗用之
- 柳 俗用之
- 鮭 同／俗用之訛也
- 甕 イ本／俗用之／未詳
- 懸釜 同／俗用之

- (ふ地儀)
- (ふ植物)
- (ふ飲食)
- (こ植物)
- (え動物)
- (て雜物)
- (あ植物)
- (あ植物)
- (あ植物)
- (あ植物)
- (あ植物)
- (あ人倫)
- (あ飲食)
- (あ飲食)
- (あ雜物)
- (あ雜物)
- (あ雜物)
- (あ雜物)
- (あ雜物)
- (あ雜物)
- (さ植物)
- (さ植物)
- (さ動物)
- (さ雜物)
- (さ雜物)

- 93 鈔籙 サフラ
 94 鞞鞋 サウカイ
 95 金鏝 ギムメン
 96 △黄麩 キハタ
 97 △湖 ミツウミ
 98 河貝子 ミナ
 99 ×靈 ミタマ／ミカケ
 100 △未醬 ミソ
 101 △蓑 ミノ
 102 △
 103 △褌 シタノハカマ／又シタモ
 104 △帷裳 シタスタレ
 105 △畫師
 106 枅 ヒデキ
 107 ×釐 ヒホロキ
 108 △葉手 ヒラテ
 109 炒饅魚 ヒホシノイヲ
 110 △軾 ヒサツキ
 111 檜楚 ヒソ
 112 械廂 ヒ

- 雜羅 同／俗用之 (さ雑物)
 挿鞋 同／俗用之 (さ雑物)
 銀面 同／俗用之 (き雑物)
 黄皮 同／俗用之 (き光彩)
 水海 同／俗用之 (み地儀)
 蟾 同／俗用之 (み動物)
 鬼者 同／俗用之 (み人倫)
 味曾 同／俗用之 (み飲食)
 表 同／俗用之 (み雑物)
 塩 同／白―黒―堅―等也／余廉反、
 煮海為―／俗用之又乍鹽エム (し雑物)
 下袴 同／俗用之 (し雑物)
 下簾 同／俗用之 (し雑物)
 繪師 同／俗用之 (ゑ人倫)
 朮木 同／俗用之 (ひ地儀)
 神籬 同／俗用之 (ひ飲食)
 平手 同／俗用之 (ひ飲食)
 火干 同／俗用之 (ひ飲食)
 膝窠 同／俗用之 (ひ雑物)
 檜曾 同／俗用之 (ひ雑物)
 樋 同／俗用之 (ひ雑物)

- 113 長簷車 ヒサシノクルマ
 114 鱒 ヒラタ
 115 黄葉 モミチ
 116 杉 スキ
 117 ×△水滴器 ス、リカメ
 118 ×養 スミコ

- 腐車 同／俗用之 (ひ雑物)
 平田船 同／俗用之 (ひ雑物)
 紅葉 同／俗用之 (も植物)
 楹 同／俗用之非也 (す植物)
 硯瓶 同／俗用之 (す雑物)
 炭籠 同／俗用之 (す雑物)

以上一八項目をあげるが、このほか、(む動物)の「蟲」の注に「虫」を俗用とする類をもあげてふくめるといふ方法も考慮すべきかと思ふが、そのやうな「俗用×字」の注をもつものは、後に述べよう。

和名抄の記事とはゞ見合ふもの、八八項目を数へるから、「俗用之」の注は、和名抄におけるその種の注の継承と見ることは、決して無理な推測ではないと思はれる。なほ、念の爲に、ここに実例を示して、その照合の實際を示してみることがその照合度の緩嚴の差はある。

- (1)〔和〕芋 (中略)唐韵云藪音歌、以毛之、俗用芋柄二字芋莖也
 〔字〕
 藪イモツ 芋莖也 芋柄 同 俗用之／芋莖或用品

- (4)〔和〕鱒魚 辨色立成云鱒 音宜、波良可、今案所出未詳、

- 〔字〕鱒魚 ハラカ 腹赤 同 俗用之／出本朝式
 式文用腹赤二字

右の二例は、先に掲げた一覧においては、その頭に何らの記号を与へない類である。字類抄に「俗用之」と注する場合の多くは、このやうに、和名抄に源流を求めることが可能なものである。(勿論、「和名抄にも求めることが可能である」といふ風な意味であつて、和名抄を、唯一の、そして絶対の源泉と考へなければならぬといふ事を、ここでは直ちに意味しない。字類抄以前に、和名抄をさし置いて外に、源流たりうるものが、全く考へられないといふ事情にはないからである。和名抄に引用を見るもので、現在、散逸した書物があるからでもある(辨色立成、楊氏漢語抄など)が、和名抄とならんで行はれた字書・辞典の類が他に存したと想像しても無稽のことといへないからでもある)。

たとへば、列挙した項目のうち、名義抄にその用字の見えるもの、多少の縁あるものといふ範圍まで含めて挙げるゝ次の如くである。次に記した番号は前の字類抄のと共通させた。

- (2) 芋柄 イモン (僧上36―3)
- (4) 鱒 谷用乙未詳 (僧下5―2。谷は俗、乙は訓の省文)
- (5) 腹赤 ハラカ 魚菜 (仏中28―7。菜は類の省文)
- (6) 椽 未詳 ハンザフ 木泉 訓同 (仏下本125―2)
- (7) 勒肚―巾 ハラマキ 二云腹帶 (法中102―4)
- (10) 和布 (法中110―5。訓なし)
- (11) 保夜 ホヤ (仏上33―2)
- (13) 苳 トコロノ宅ノ谷用之 (仏上44―2。一は音の省文)
- (14) 烏坂―(苔) トサカノリ (僧上14―8)
- (16) 靱 未詳 トモ (僧中79―8)
- (20) 芥子 カラシ (僧上36―1)
- (24) 鬘 一鬘 カツラ (仏下本37―2)
- (25) 鍔 一溢 カキ (僧上118―5)
- (26) 鋺 今正ニ蛇又詩 短矛ホコ鋺(中略)カンナ…カナ米… (僧上116―6)
- (27) 唐櫛―(鬘) カラクシケ (仏上63―2)
- (28) 梶 カチ (仏下本124―2)
- (30) 釵 居欠反 タチ ワキハサム 両刃刀 ツルキ (僧上94―7)
- (31) 手洗 タラヒ (法上3―4)
- (40) 辻 ツムシ (仏上59―5)
- (41) 鴝 タ、ヨ タヨ ツキ ック (僧中115―4)
- (43) 欄衫 スソツケノ衣 一云 ナホシノ衣 (法中145―6)
- (44) 紫苔 スムノリ ムラサキノリ (僧上14―7)

- (47) 樹 ウチキ (法中145―7)
- (51) 蟻蝮 乙同 未詳 (僧上29―2。上に「蟻蝮 偏若ニ」とある)
- (55) 紅―(花) クレノアキ (僧上5―3)
- (56) 一―(莖)立 ククタチ (僧上19―8)
- (59) 鍤 礎二正 一連 銅属 クサリ (僧上128―8)
- (60) 組 一組 クミクム (下略) (法中129―8)
- (61) 杭 一元 サ、クリ クヒウツ クヒ (下略) (仏下本98―4)
- (62) 口―(籠) タツコ (僧上74―2)
- (64) (車)屋形 同 (僧中84―1。上に「車蓋ヤカタ」とある)
- (66) 胡録 ヤナクヒ (僧上137―1)
- (67) 糶 一還 マガリ 谷餉字未詳 (法下37―5)
- (68) 卷板 マキイタ (仏下本92―2)
- (69) 洩 谷歟 フチ フカシ ハラ (法上13―3)
- (71) 鎔銚 部斗ニ 上ニ浮 亦麴 フト 谷伏菟 (僧上11―1)
- (72) 凝海―(藻) コルモハ 心フト (僧上25―4)
- (75) 凝海―(藻) コルモハ 心フト (僧上27―2)
- (76) 手作布 同 (法中20―4。上に「紵テツクリノヌノ」とある)
- (81) 糖 一唐沙 一又糖 アメ (下略) (法下32―2)
- (83) 鑑 一當…アシカナヘ アシナベ… (僧上28―7)
- (84) 麻―(布) アサスノ (法中110―4)
- (86) 脂綿 アフラワタ (仏中133―7)
- (88) 小竹 サ、 (僧上79―4)

- (89) 龍眼—(木) サカキ 榊 賢木 坂木 並未詳(仏下本82—6)
 (90) 鮭 一同(上に「鱈」) サケ 谷用鮭非 又与上同(僧下3—8)
 鮭 一圭(中略) サケ…(僧下3—8)
 (91) 魁 未詳 サラゲ(僧中21—6)
 (94) 挿—(鞋) 俗用之(僧中77—3。上に「鞣鞋」がある)
 (97) 湖 一胡 水ウミ ナミ(法上24—7)
 (98) 蝮 一同上(上に「養」) 誥 誣 (ニ右にミ) ナ カウナ(下略)
 味—(醬) 谷用之 ミシ 味宜 作末(僧下60—3)(僧下34—2)
 表 ミノ(僧上58—2)
 塩 谷敷 シホ 禾エム(法中68—1)
 —(神) 籬 ヒボロキ(法下2—1)
 —(檜) 曾 同(仏下本91—3。上に「檜楚ヒソ」)
 樋 谷通字 ヒ(仏下本102—2)
 庇判—(車) (僧中83—8。訓なし)
 紅葉 同(僧上46—1。上に「黄—葉」モミヂバ)
 榎 一憚 柱・スキ 榎 正敷(仏下本88—7)
 杉 一杉 一—織 スギ 榎非(仏下本88—7)

右の中には、その字を明白に「俗用」「俗用之」と注してあるのがあほか、「俗敷」と注するものもあり、一様ではないが、字類抄における「俗用之」の注と揆を一にすると見てよいものが指摘できる。したがって、和名抄のみに、源流を求めることが、必然的帰結でないことは明らかである。こ

の場合、前出の字類抄の「俗用之」注の一覽で、△印を付けた項目のうちで、名義抄においてのみ相互参照できるもの、

(67) 鈎 マガリ

(68) 巻板 マキイタ

(101) 表 ミノ

(102) 塩 シホ

などをあげる事ができようが、これらを、名義抄から直接うけついでとするのもやはり速断にすぎよう。今、直接に何を摸本としたかを問ふことは、必ずしも重要ではない。ただ字類抄にはじめて「俗用之」といふ注が付いたものか、それとも古くあつたものかの区別が一往できるならば十分である。

とにかく、「俗用之」もしくは「俗用」「俗敷」などの注をもつものを、和名抄・名義抄・字類抄にわたつて、それぞれから全部を指摘しなければ、この「俗用」の用字の性格を見定めることは、困難といふより、精確を期しがたいことであるが、名義抄では、二字連結・三字連結の場合、一々「俗用」の注をもたないことも多い上に、語数も決して少くないから、今回は時間の余裕なくして割愛する。たゞ注意すべきことは、「未詳」としたりしてその意向をほのめかしてある点が指摘できる。即ち、その時代の字書としては、音・訓をならべて注すべきことが要請されたかと思はれるが、音訓の中の一方が未詳とか、出典未詳とかの注を付けたのは、極めて重要な意味をふくむ。同様に、訓のみを注して、音を全く示さないものは、いづれ、漢文訓読の世界での異端分子であ

つたのではなからうか。今、その点について十分組織的な研究を行ったわけではないから、想像としてのべるのであるが、音・訓をそなへ、意義を注し、出典を粗略にでも示すのが、名義抄の常道であるとすれば、訓のみの語や、訓未詳とか、出典未詳のものは、やはり異分子といふべきである。そこには、我が邦における独特の用字・用法が包含されるのではないか。

今、右の推測にもとづいて見ると、字類抄における

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| (2) | (5) | (7) | (10) | (12) | (21) | (23) | (27) | (31) | (33) | (34) | (35) | (42) | (43) | (44) | (46) | (48) | (50) | |
| (52) | (53) | (54) | (55) | (56) | (57) | (58) | (62) | (64) | (65) | (68) | (70) | (72) | (74) | (75) | (76) | (77) | (84) | (85) |
| (86) | (87) | (96) | (97) | (103) | (104) | (105) | (106) | (108) | (109) | (110) | (112) | (113) | (117) | (118) | | | | |
- などは、本字とならべて見ると、一つの表現法を、型としてもつてゐることが分る。

「ハラカ」を「腹赤」で表記することは、ハラアアカといふ語義の分析、また語構成の解釈を前提としたであらうが、和名抄によれば、辨色立成に「鱧」とするものを、「腹赤」と表記すると、これは、我が国での、ローカルな用字法になつてしまふわけである。日本語のよみ、つまり倭訓の語構成に順つて、字を新たに宛てるといふ作業をして、はじめに「腹赤」と「鱧(魚)」との間に連絡が生ずるのであるから、この種の用字は、漢文訓読の世界では、二次三次の「俗用」と評価されるものであつたに違ひない。しかし、それらが採用されるのは、倭訓への宛て直しといふ理由からではなくして、その時代の識字者間における実用的な読解の便宜が大き

な理由であつたろうと思はれる。「海藻」をニキメの場合に「海藻」と書記するよりは「和布」が、また「滑海藻」でアラメと書記するよりは「荒布」で表記することが、一層便宜であつたであらうと想像する。「保夜^{ホヤ}」のやうに、一字一音式の万葉仮名で表記することも、その二字の連合の特異性が、表意的機能をよく果たすといふ意味で有効であるから、稀に、古形残存といふケースとしてあつたものであらう。(他に、後世まで一字一音式万葉仮名表記が固定したものといへば地名——特に国名は著しい——をあげる事ができる。また「字頭」「字豆」「字津」「字都」で表記される、ウツナフ、ウツノミテグラ、ウツノヒロマへのウツなども数へてよい。これについては、本誌第十五号の拙稿「表記体・用字と文脈・用語との関連」一一頁を参照せられたい。)

万葉仮名の例は極めて少いし、そのやうな訓が新しく発生するだけの力が平安朝以後の万葉仮名には、存在しなかつたものと考へられるから(擬古的・尚古趣味的・美的な意図にもとづく、すさびの世界では残存したが)、それらはすでに過去の表記法であつたらう。

さて、「腹帯」や「干鳥」「火干」「手洗」の類は、以上見てきたところの、字書・辞典の記事といふ文字的世界で見ると、中国から船來した疊字とは明らかに異なつて、その用字を、字音で棒読みにすることがなかつたものかと考へられるが、果して然りと証明できらうであらうか。

ここで、筆者は、二方面からそれを考へて見たい。一つは漢字々書における、意義に関する注の側。他は、その意義の注を、表記する方法の面。前者の例として、(1)のイモシについて見よう。(1)の注の中に、「芋莖或用之」とあるが、和名抄には、前引のように(8頁上段)、「芋莖也」の文字が、唐韵云莖」と同じく大字であつて、いはゞ、語釋の本文である。(もつとも、これにあたる字書の本文は、広雅の积草では「芋莖、謂之莖」、玉篇では「莖、芋莖也」となる。)ところで、この「芋莖」は、漢和字典の類では、通常、漢語の熟語としては登録を見ない語である。即ち、「芋莖」は、二字つゞいて、熟語のやうに見えても、二語であつて、それは一語である「莖」のあらはす一概念を二語でいひかへてゐるにすぎない。その解釈の文を、邦人は、逆にとつてイモシに全同のものとし、イモシといふ一語を代表する、熟語と見て用ゐるのである。「腹帯」「粟毛」「口籠」「烧米」「小竹」「火干」「炭籠」なども、その方面からの考証を待つものと思はれる。

後者の、意義の注の表記法の面といふのは、倭訓が、注せられる時の用字の面である。先にのべた万葉仮名「保夜」もその特殊な場合に含められるが、一般に、名義抄や字類抄では、万葉仮名から、片仮名に全面的に移行して行つてゐるので、片仮名を倭訓表記の手段に常用してゐると見て、論じよう。(圖書寮本名義抄の場合、万葉仮名であるから、除外すべきであるが、実は、後にのべるやうな理由から、必ずしも

疎外を必要とはしない)倭訓を片仮名で書く方式を主とするといつても、実は、多少の表意的な漢字が交用されることがある。前掲の名義抄の中の例では

心フト

ナホシノ衣

などである。ココロフト・ナホシノコロモ としないで、部分を表意的漢字にするのは、おそらく倭訓として(語形が明示される必要があるものとして)、読みあやまりの発生しえない、しかも意味を会得しやすい便利を考へてしたことと考へられる。これは、日本式の表意的漢字の用法を発生させる一つの地盤ではないかと想像する。この類をなほ、名義抄に求めると、(正宗氏の索引によつて)

アサハヤカナル水 足カシ アフリ牛(牛はウシ、または物の省文。以下、ウシ・モノ両訓を区別してよまれたい) アマ水
アヤノ文 アラ糠 アル人 石イツル 石ノコエ イシノ山
石ハシ イタシ牛 犬ノキヅナ オノガ牛ノコトク
キノト、キ草 飯カシクカナヘ イヒ牛 イフ心ハ 家ハト
イラ、草 イル、水 魚スシ 魚ノ、キ 魚ノハラサク
ウケ下ハル ウケ給ハル ウシノアツ牛 牛ノイキ
牛ノコヅノ 牛ノツナ 牛ノニゲカム 牛ノハナギ
牛ノハナヅラ 牛ノヒタヒ ウス牛 ウ爪牛 ウツハ牛
ウトキ人 上カハチ 上ハ(鏝) 上ツムクルマ 馬イナナク
馬クツハ 馬ノカミ 海ハト オイタル人 オツル牛
大ヒル オホ鳥 オホ水 女ノシタモノシタウト

思イテタリ 冠ノヲ 風ホメク 門ノカギ 金シト
 カナハスノ弓 カニノ牛ハミ 金ノウハフ 河ヒヨ
 瓦ノエツリ カヒノ音也 カホヨキ女 カヤリ火
 唐ス、ミ 鳥ムギ カキ菓 キタヒ牛 衣イル、ツ、ミ
 衣ノウラ 衣ノヲ 衣ノクヒ 衣ノスソ 衣ノソデ
 衣ノワキ キ牛 クヒ牛 草クキ クサノ香 クサ人カタ
 クダ牛 國ノサカヒ クヒ牛 クマ山 車ノアミ
 車ノカリモ 車ノコエ 車ノコシキ 車ノトウ 車ノトコ
 車ノトジキミ 車ユク クロキ牛 ケタ牛 ケツケル女
 心サシ 心ザス 心シラフ 心タエ 心ヅキナリ
 心ツクシテ 心ノハシラ 心ハシリ 心ハセ 心フ 心フト
 心マトフ 心ミニ 心モチキ 心ミル 心ヨシ 木ノメナリ
 木船ノカチ コマツナギ草 犀ノハナヅノ サケノウツハ牛
 サス門 シカル人 シノウツハ牛 四ノツゞミ シ人オクル
 笙ノコト 尺八ノフエ シリフ事 シロキ牛 スエ牛
 雙六ノサエ ス、シキ風 ゼニノハタ牛 ソナヘ牛
 箏ノウハカハ 竹ノツ、 竹ノクシ 竹ノヨ タチ花
 タナ孫 塔ノコシ 王キズ タマリ水 玉ノカブリ
 玉ノキス 玉ノヒカリ タマヒ牛 玉ムシ タマ牛 足フ
 チヒサキ牛 ツカサ人 ツカヒ人 月コモリ 月ノヒカリ
 ツクリ水 ツケ牛 土ハシ 土クレ 土ハルク 土ムロ
 ツハ牛 ツハ牛グラ ツムシ風 ツムノ耳 ツモリ水
 鳥ノモムキ 鳥ノス 鳥牛ハム 何ソ ニゴリ水 ヌス人
 ヌヒ牛 ヌル牛 ノフ心 ノミ也 ノリ牛 墓ナシ

ハコノ牛 ハコ牛 ハツ牛 花サク 花ズ、キ 鼻ノワキ
 鼻ノワタリ 花ヒラ 花ヒラク 花ブサ 母方ノヲヂ
 母方ノヲハ 母方ノオホヂ 母方ノオホヂヲヂ 濱ホカニ
 ハル弓 ヒキ人 膝上ノアハタ 日月ノカサ 羊ノキサヤ
 ヒツ牛 人クルマザキニス 人トナリ 人トナル 人ノメ
 人モ フクシ牛 船ノカヂ 文フクロ ホカヒ人 松ノシル
 水アヒ 水ウミ 水カネ 水金ノカス 水カネノケブリ
 水カメ ミツキ牛 水クム 水シタミ 水ソ、ク 水ツキ
 水ツミ 水トルタマ 水ナシ 水ニウフ 水ノオリ
 水ノ中ノイサコ 水ノホトリ 水フ、キ 水フルヒ
 水マカス 水マサル 耳ノクサリ ミモト人 ミ牛ニス
 ミヤ人 ムシ牛 牛イフ 牛ウシ 牛オモフ 牛カゲ
 牛語ヒスル 牛カタリ 牛カム 牛ナラフ 牛ナリス
 牛ニクルフ 牛ヌフ 牛ノカズ 牛ノコノミスルナリ
 ヤキ牛 山チ 山ツイモ 和ノウリ 山ナシ 山ノカヒ
 山ノサキ 山ノフモト 山ノミチ 山ノミネ 山ノカト
 山ノク 山バト ヤリ水 弓カナ 弓カケ 弓ハシメ
 ヨラシキ女 ワザ事

以上、あへて煩をいとはずに例をあげたが、これは無論、
 名義抄においてみられる特別の事ではなからう。漢文訓読の
 際の倭訓を加へる加點の一方に、このやうな便法が多少と
 も採用されてゐたと考へられる。ここから、日本式の表意
 的表記のすべてが生じたなどとはいへまいけれども、素地の
 一つとしては数へなければならぬ。なほ、ひろく考へると、

いはゆる訓点語のものとのみきめてしまふこともできぬかと思ふ。字類抄に「本朝式用之」などあるのは、すでに訓点語の世界のものとのみいへない証となるであらうが、和名抄の箋注で、狩谷棧齋がもつとも骨を折つた本朝における用字の実例などを見ると、「俗用之」にあたる用字は、いろ／＼國書の側でうらづけがなされてゐる。今、日本的な、ローカルな二字連続の表記上が多い事について、國書の例に「器」のみでさうよまれたウツハモノが「器物」となり、「衣」「食」

のキモノ・クヒモノが、「衣物・食物」となるやうな実例が多く見当たるといふ事は、大いに注目してよい点である。狩谷棧齋の考証に示唆をうけて、延喜式を中心に、日本側の漢字文献における物の名(字類抄の「俗用之」の注ある語の所屬は、先に示したやうに、植物・動物・飲食・雑物の諸門所屬が大多数を占めてゐるから、当然、調査は、その方面に集中されよう)の表記法を、一通り見透す必要が生じてくるのである。

(この項未完)